

議案第18号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月7日提出

日野町長 景山 享弘

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの令第38条第1項第5号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、200万円とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)</u></p> <p>第10条 <u>令附則第9条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項におい</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>平成21年度から平成23年度</u>までの令第38条第1項第5号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、200万円とする。</p> <p>附 則</p>

て準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第2条の規定にかかわらず、54,000円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日野町介護保険条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。